

第 3 9 号議案 佐世保市税条例の一部改正の件

1 主旨

令和 6 年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、寄附金控除の条例指定規定について改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 個人市民税寄附金控除の対象を指定している規定（第 18 条の 2）について、所得税法の一部改正、地方税法の一部改正及び公益信託に関する法律の公布に伴い、引用する法律の規定及び名称が変更となるため改正を行うもの（寄附金控除対象の範囲は変わらない）。

（根拠法令）

公益信託に関する法律（令和 6 年 5 月 22 日号外法律第 30 号）

所得税法（令和 6 年 3 月 30 日号外法律第 8 号）

地方税法（令和 6 年 3 月 30 日号外法律第 4 号）

長崎県税条例（令和 6 年 12 月 24 日第 38 号）

3 施行期日等

- (1) 施行期日

規則で定める日から施行する。（令和 9 年 1 月 1 日予定）

※公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

- (2) 経過措置

個人が改正前の第 1 8 条の 2 第 2 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭については、同号の規定は、なおその効力を有する。

4 第39号議案

佐世保市税条例の一部改正の件

佐世保市税条例（昭和44年条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和7年2月26日提出

佐世保市長 宮 島 大 典

改正後	改正前
（法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金） 第18条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに<u>該当するもののうち、長崎県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）</u>とする。 (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号（<u>長崎県知事が認可した公益信託に対する寄附金に限る。）</u>までに掲げる寄附金 (2) <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金</u>	（法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金） 第18条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに<u>該当するもの</u>とする。 (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、<u>長崎県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）</u> (2) <u>所得税法第78条第3項に掲げる金銭のうち、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により長崎県知事又は長崎県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 個人が改正前の第18条の2第2号に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭については、同号の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における寄附金控除の対象となる寄附金の規定を整理するため提案するものです。

5 参考資料

・公益信託に関する法律について

○公益信託とは

個人や法人等が、金銭等の財産を、学術、技芸、慈善、祭祀等の公益目的のために信託銀行等に預け、信託銀行等の受託者がその財産を管理・運用し、公益的な活動を行う制度

(例)

・原学園ナイチンゲール奨学基金（福岡県）

福岡県内の看護学校に在学する学生、生徒に対し奨学金の支給を行い、社会有用の人材を育成すること

・玉井記念整形外科科学研究助成基金（熊本県）

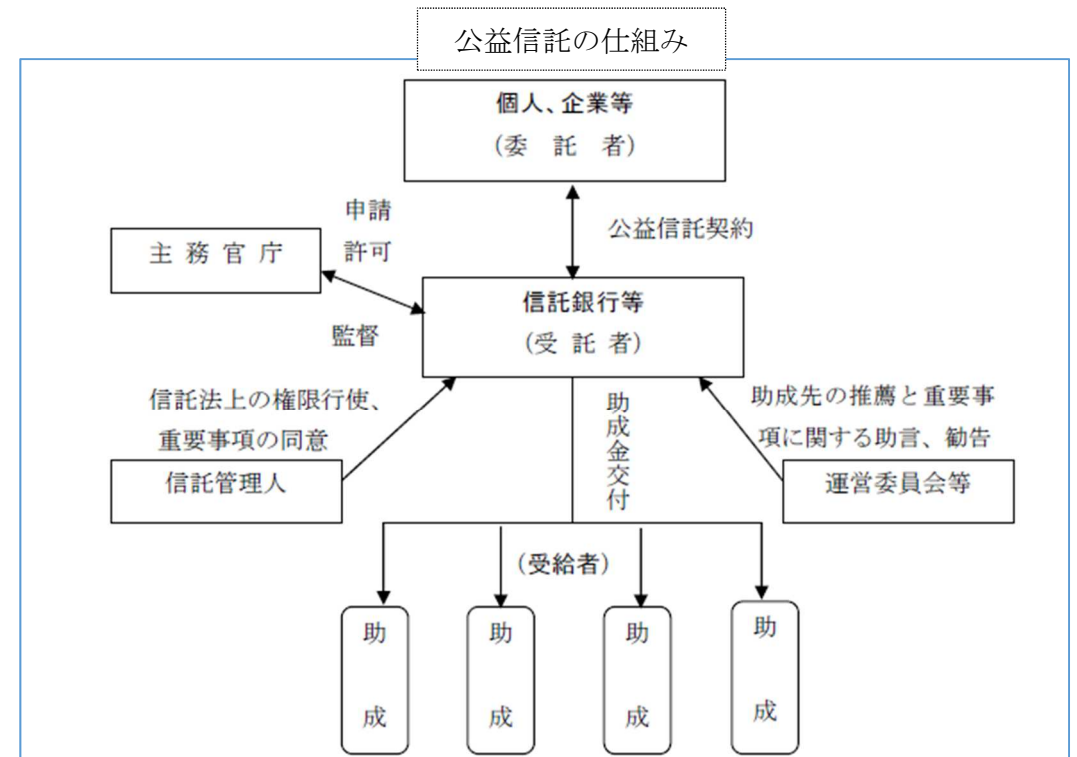
主として熊本県内の大学、研究機関又は病院における整形外科及びリハビリテーション医学に関する基礎的、臨床的研究を助成し、もって研究者の育成と医学の振興に寄与すること

・椎木正和記念アジア留学生奨学基金（福岡県）

福岡県内の大学の大学院に在学し、学業・人物ともに優秀なアジア諸国からの私費留学生の中で、経済的に困難な生活を余儀なくされている者に対する奨学育英事業等による前途有為な人材の育成及び国際化激しい福岡県の国際親善への寄与

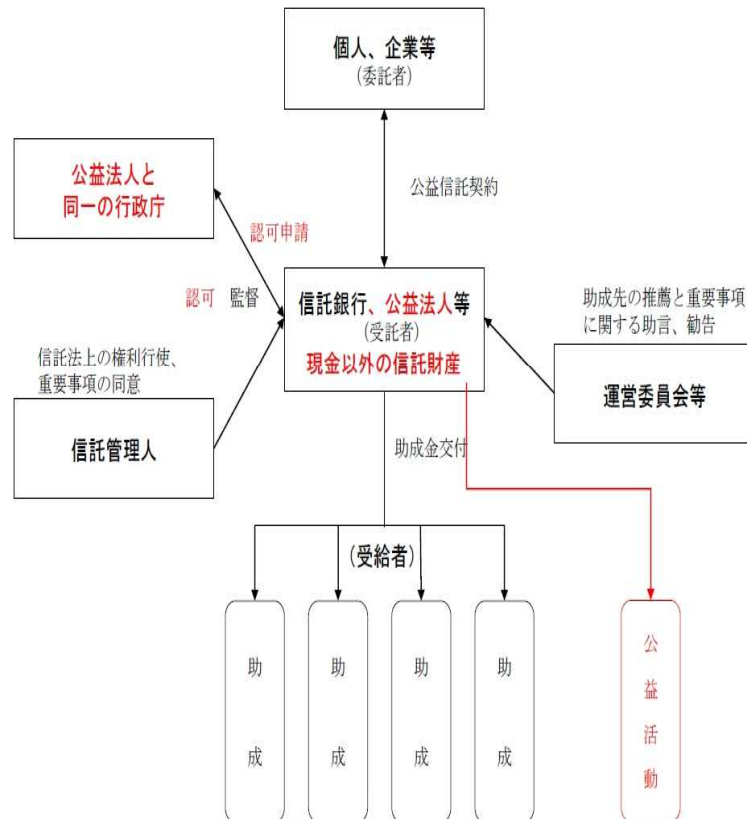
○公益財団法人との違い

公益信託は、公益財団法人と同様に民間の資金を活用して公益活動を行う制度だが、公益財団法人は、法人の設立、それに伴う事務所や職員が必要となるのに対し、公益信託は信託銀行等がその運営を行うため、専用の事務所や職員が不要であり、公益財団法人ほどの財産規模を必要とせずに運営が可能な制度である。

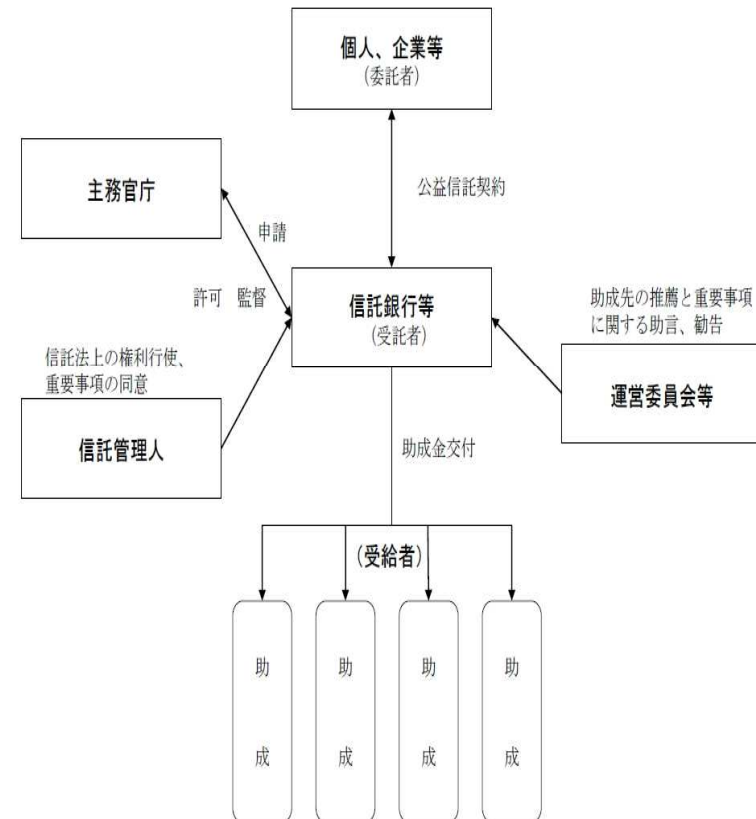


《参考》公益信託の仕組み

○改正後



○改正前



○公益信託に関する法律の概要

公益信託に関する法律の概要

趣旨

- 公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。
- 現行では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない（信託件数約400件、信託財産額500億円）。
- このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共通）による認可・監督制の創設

- 公益信託は、公益事務（※）を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
- 公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の規定を設ける。

2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。
- 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の規定を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

※施行期日：公布後2年以内（令和8年4月予定）

効果

公益信託が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決のための中核的な手段となることが可能に

→**新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**

（「公益信託に関する法律の概要」公益法人 information ホームページ）

・ 所得税法新旧対照表

公益信託に関する法律の施行の日 施行（令和 6 年 3 月 30 日号外法律第 8 号）	令和 3 年 4 月 1 日 施行（令和 3 年 3 月 31 日号外法律第 11 号）
○所得税法 〔昭和四十年三月三十一日号外法律第三十三号〕 （寄附金控除） 第七十八条 略 2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。 一～三 略 四 公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び前三号に規定する寄附金に該当するものを除く。） 3 第一項の規定による控除は、寄附金控除という。	○所得税法 〔昭和四十年三月三十一日号外法律第三十三号〕 （寄附金控除） 第七十八条 略 2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。 一～三 略 3 居住者が、特定公益信託（公益信託ニ関スル法律第一条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時点における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭は、前項に規定する特定寄附金とみなして第一項の規定を適用する。 4 第一項の規定による控除は、寄附金控除という。

・ 地方税法新旧対照表

前号に掲げる規定〔公益信託に関する法律〕の施行の日の属する年の翌年の一月一日 施行（令和 6 年 3 月 30 日号外法律第 4 号）	令和 5 年 4 月 1 日 施行（令和 5 年 3 月 31 日号外法律第 1 号）
○地方税法 〔昭和二十五年七月三十一日号外法律第二百二十六号〕 （寄附金税額控除） 第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 一及び二 略 三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）の	○地方税法 〔昭和二十五年七月三十一日号外法律第二百二十六号〕 （寄附金税額控除） 第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 一及び二 略 三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特

うち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの	定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの
四 略	四 略
2～14 略	2～14 略

・長崎県税条例新旧対照表

改正後	改正前
(法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する条例で定める寄附金) 第 9 条 法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するもののうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）とする。 (1) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 2 項第 2 号から第 4 号（知事が認可した公益信託に対する寄附金に限る。）までに掲げる寄附金 (2) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金 2 略	(法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する条例で定める寄附金) 第 9 条 法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに<u>該当するもの</u>とする。 (1) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。） (2) <u>所得税法第 78 条第 3 項に掲げる金銭のうち、公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 2 条の規定により知事又は長崎県教育委員会の許可を受けた同法第 1 条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> 2 略